

「熱中症特別警戒アラート」発表時における対応について

一昨年4月から運用が開始された「熱中症特別警戒アラート」※は、その翌日が過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあると予想される場合に、前日のうちに（午後2時頃）発表されるものである。このため、本アラートが発表された場合には、生徒、教職員ほか、学校関係者の生命を第一に考え、下記のとおり対応する。

※ 都内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35（予測値）に達する場合等に、前日の午後2時頃に発表される。本アラートは「熱中症予防情報サイト（環境省）<https://www.wbgt.env.go.jp/>」から確認できる。

記

- 1 本アラートが発表された場合は、翌日(特別警戒アラート該当日)は登校禁止とする。
当日は学校内でのあらゆる教育活動（部活動、委員会活動、学校行事の個別の準備、自習、等）は出来ない（禁止）。
- 2 特別警戒アラート該当日が授業日の場合は、授業はすべてオンライン授業とし、生徒は自宅で受講する。自宅における受講環境が整わない場合でも、自宅から他の場所に移動して受講する必要はない。自宅からの外出は極力控えること。
- 3 本アラートが発表された場合、発表日の午後6時頃までに、翌日(特別警戒アラート該当日)の教育活動等の対応について、生徒及び保護者には TEAMS とクラッシーにより周知する。
- 4 特別警戒アラート該当日は、教職員も出勤（在校）しないため、企画室の窓口業務や電話対応等も出来ない。